

選挙管理委員会議案

(3 1 年 第 5 回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 3 1 年 4 月 1 5 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

議案第 4 号 選挙人名簿の抹消予定について

議案第 5 号 上三川町長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第 6 号 上三川町長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

議案第 7 号 上三川町長選挙における期日前投票所の投票立会人について

議案第 8 号 上三川町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 3 1 年 4 月 1 5 日選挙人名簿に登録する。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数 (H31. 3. 28)			今回登録者数 (H31. 4. 15)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,193	1,216	2,409	1,190	1,213	2,403	△3	△3	△6
第2投票区	1,898	1,884	3,782	1,897	1,883	3,780	△1	△1	△2
第3投票区	726	704	1,430	727	702	1,429	1	△2	△1
第4投票区	942	976	1,918	943	975	1,918	1	△1	0
第5投票区	2,174	1,788	3,962	2,177	1,785	3,962	3	△3	0
第6投票区	1,424	1,427	2,851	1,422	1,426	2,848	△2	△1	△3
第7投票区	1,397	1,403	2,800	1,396	1,396	2,792	△1	△7	△8
第8投票区	1,760	1,718	3,478	1,759	1,724	3,483	△1	6	5
第9投票区	1,493	1,451	2,944	1,498	1,453	2,951	5	2	7
合 計	13,007	12,567	25,574	13,009	12,557	25,566	2	△10	△8

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 31 年 4 月 15 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

死亡者の数	男：	4 人	女：	4 人	計：	8 人
転出者の数	男：	5 人	女：	7 人	計：	12 人
職権消除の数	男：	0 人	女：	0 人	計：	0 人

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

平成 31 年 4 月 15 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

平成 31 年 4 月 15 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

512 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,261 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,522 人

議案第4号

選挙人名簿の抹消予定について

次の者は、本町の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったときに、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成31年4月15日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第 5 号

上三川町長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名並びにその職務を行うべき日について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 4 月 15 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

期日前 投票所名	投票管理者			投票管理者の職務を代理すべき者		
	職務を行う べき日	住 所	氏 名	職務を行う べき日	住 所	氏 名
上三川町役場 町民ホール	4 月 1 7 日			4 月 1 7 日		
〃	4 月 1 8 日			4 月 1 8 日		
〃	4 月 1 9 日			4 月 1 9 日		
〃	4 月 2 0 日			4 月 2 0 日		

議案第6号

上三川町長選挙における各投票区の投票管理者及びその職務代理者の住所及び氏名について

平成31年4月21日執行の上三川町長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成31年4月15日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区				
第2投票区				
第3投票区				
第4投票区				
第5投票区				
第6投票区				
第7投票区				
第8投票区				
第9投票区				

議案第 7 号

上三川町長選挙における期日前投票所の投票立会人について

平成 31 年 4 月 21 日執行の上三川町長選挙について、期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

平成 31 年 4 月 15 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

立会日	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
4 月 17 日	4 月 15 日				
	4 月 15 日				
4 月 18 日	4 月 15 日				
	4 月 15 日				
4 月 19 日	4 月 15 日				
	4 月 15 日				
4 月 20 日	4 月 15 日				
	4 月 15 日				

議案第 8 号

上三川町長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

平成 31 年 4 月 21 日に行う上三川町長選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項の規定による選挙運動に関する支出額の制限額は、次のとおりとする。

平成 31 年 4 月 15 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

上三川町長選挙

4, 112, 200 円